

平成25年度

第3次いるま男女共同参画プラン
実施状況報告書

平成27年1月

入間市

第3次いるま男女共同参画プラン実施状況（平成25年度実績）

1 趣旨

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、平成22年4月1日に施行された入間市男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、報告するものである。

2 評価について

入間市では、第3次いるま男女共同参画プラン（平成24年度から平成28年度を実施期間とする）において、実施期間の5年間に解決すべき基本目標やそのための課題を定め、男女共同参画の推進に取り組んでいる。そこで、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の評価するにあたり、第3次いるま男女共同参画プランに定めた【主な取組】の実施状況の評価の対象とした。評価は、【主な取組】の実施状況について、担当課の自己評価（1次評価）に基づき、男女共同参画担当による2次評価、男女共同参画審議会（第三者機関）による3次評価を行った。

3 入間市の状況

○市議会の状況（平成25年4月1日現在）

総議員数	うち女性議員数	女性議員の比率
22名	5名	22.7%

○市審議会等における女性の登用状況（平成25年4月1日現在）

総委員数	うち女性委員数	女性委員の比率
473名	122名	25.8%

○自治会の状況（平成25年4月1日現在）

総自治会長数	うち女性自治会長数	女性自治会長の比率
121名	6名	5.0%

○市職員の在職状況（平成25年4月1日現在）

職員数			うち管理職数（課長職以上）		
総数	うち女性数	女性比率	総数	うち女性数	女性比率
863名	350名	40.6%	91名	3名	3.3%

4 入間市男女共同参画推進センターの利用状況

○男女共同参画推進センターの事業の利用者数

年度	23年度	24年度	25年度
人数（延べ人数）	5,000	5,571	4,638

○女性の悩みごと相談件数
（面接相談）

年度	23年度	24年度	25年度
件数（延べ件数）	98（10）	187（45）	206（44）

※（ ）内の数字は、相談内容がDVに関するものの件数

(電話相談)

年度	23年度	24年度	25年度
件数(延べ件数)	125(9)	90(8)	85(4)

※()内の数字は、相談内容がDVに関するものの件数

5 数値目標の達成状況について

基本 目標	数値目標			達成状況	評価
		現状値	目標値		
1	男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合	16.6%	25.0%	—	平成 27 年度実施予定の意識調査で確認する。
	「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」人の割合	53.9%	70.0%	—	平成 27 年度実施予定の意識調査で確認する。
2	男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取るとは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合	65.2%	50.0%	—	平成 27 年度実施予定の意識調査で確認する。
3	DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合	69.5%	50.0%	—	平成 27 年度実施予定の意識調査で確認する。
4	市の審議会に占める女性の割合	24.5%	30.0%	25.8% (H25.4.1 現在)	1.3 % 増加した。
	市職員管理職（課長職以上）における女性の割合	4.6%	10.0%	3.3% (H25.4.1 現在)	1.3 % 減少した。
5	男女共同参画推進センターの事業の利用者数	5,406 人	10,000 人	4,638 人 (H25 年度実績)	768 人 (約 14.2%) 減少した。
	男女共同参画推進センターを知っている人の割合（現状値）⇒（目標値）	5.8%	30.0%	—	平成 27 年度実施予定の意識調査で確認する。

6 平成25年度第3次いるま男女共同参画プランの実施状況について

基本目標	課題	施策の方向	評点（平均）
【1】 男女の人権の尊重	(1) 家庭・学校・地域などにおける男女平等教育の推進	●家庭教育・学校教育・社会教育における男女共同参画意識の普及・啓発	4.1
	(2) 意識・制度・慣行の見直しと意識啓発、実践の拡充	●性別による固定的役割分担意識の改革	4.5
		●制度・慣行の見直しと男女共同参画による具体的実践の促進	4.7
	(3) 男女の性差を理解し、生涯を通じた心身の健康づくり	●互いの性と生を尊重し、生涯にわたる心とからだの健康支援	4.9
(2次評価) 基本目標【1】では、【主な取組】の実施状況をみると、課題解決に向けた効果的な取組を概ね実施できています。 具体的には、「男女共同参画意識の普及・啓発」、「固定的役割分担意識の改革」といった意識啓発に係る取組や「心とからだの健康支援」に係る取組については実施できています。また昨年度の課題であった、「制度・慣行の見直しと男女共同参画による具体的実践」についても、積極的な広報や取組がなされています。			

(3次評価)

基本目標【1】の「男女の人権の尊重」は、その根拠を「個人の尊重」を謳う憲法13条と唯一男女平等を説く憲法14条に基づいています。民主主義の根幹となるこれらの考え方が入間市民社会において実現するため、家庭・学校・地域等の教育がどうあるべきかが問われているのが課題(1)です。

学校教育に関しては、全公立小中学校で学年に応じ人権に関する年間計画をたて着実に実施している点評価できます。しかしそのうち男女平等に関する授業の割合はどの程度で内容はどうかであったのか。教育効果になお問題があれば改善を要望します。男女共同参画における「参画」とは、立案、検討、審議、決定に至る全過程に男女が平等に参画する権利を意味します。男女平等の視点を取り入れた学校行事の推進に際しては、「参画」の意味に留意した指導をお願いします。男性の育児参加率の低さが大きな社会問題となっていますが、男女生徒による育児実体験学習は秀抜で、家事・介護も含め今後の発展が期待されます。男女平等に関する標語やポスター等への生徒参加ですが、これからも同テーマを自発的に考えさせ文章でまとめる機会を学内外において企画することを要望します。教職員に対しては、憲法及び女子差別撤廃条約から始まり男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等の理念の歴史が大きな流れとなって入間市男女共同参画推進条例に至っていることを十分理解されることを望みます。

市民のためのセミナーや講座の開催、教育・研究機関との連携は、家庭や地域における男女平等の推進に資するものであり順調に推移していると評価します。

課題(2)は、男女平等参画社会の阻害要因の是正や改善に関わります。戦前の男尊女卑や「男性は外で仕事、女性は家で家事」という性別役割分担の意識や制度・慣行は、憲法14条の男女平等の保障により変革される筈でしたが、未だ社会に広く残存しています。この差別風土を根底から覆す画期的な「女子差別撤廃条約」を日本は1985年に批准しました。この条約はあらゆる分野における不当な女性差別の撤廃を締約国に義務づけています。施策の方向の1つ目と2つ目は、遡ればこの条約に根拠を置きます。従って、意識改革のためのポスター・ちらし・冊子の発行や多様なメディアの活用、また制度・慣行の見直し等の取組には、上記条約の意義の理解が不可欠です。課題(2)は順調に展開されていますが、常に根本の考え方に戻って改善を試みてください。

課題(3)は、心身の健康づくりに関する男女平等の推進です。これは、憲法はもちろん、保健サービスにおける女子差別を禁じる上記条約12条及び国際的コンセンサスである「性と生殖に関する権利」に基づきます。これらの考え方を十分に理解した上で、現在順調に展開されている相談や母子保健事業、運動教室や健康講座、生活習慣病予防対策を遂行してってください。特に胎児や成長期の子供に悪影響を与える喫煙については低学年からの指導をお願いします。

最後に、各課の取組が男女共同の理念に適い、目標の達成度が高くても、入間市民の生活に届かなければ効果は薄いと言わざるを得ません。実施状況の最終評価は市民意識調査等を参考になされるべきです。

基本 目標	課題	施策の方向	評点（平均）
【2】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 働く場における男女共同参画の推進	●職場における男女の子育て・介護などへの支援	3.2
		●男女の均等な雇用と待遇の改善	3.0
	(2) 家庭における男女共同参画の推進	●家庭で男女が共に家事・子育て・介護を担う環境の整備	4.5
	(3) 地域などにおける男女共同参画の推進	●社会活動への男女のライフサイクルに沿った参画促進	4.3
(2次評価) 基本目標【2】では、【主な取組】の実施状況をみると、課題（2）及び課題（3）については、課題解決に向けた効果的な取組を概ね実施できています。 また、課題（1）働く場における男女共同参画を推進するための取組は、昨年度より若干改善されています。今後とも、女性の就業、男性の育児等を支援し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を進める必要があります。これらの取組については、企業への働きかけを必要とするため難しい側面がありますが、さらに取組を進めていくことが必要です。			
(3次評価) ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、非常に難しい課題であり即効性のある対策は無く、息の長い活動を志向すべきと思われます。 特に課題(1)に関しては、企業との連携が不可欠であり、各課ごとに実施策の一層の工夫が必要です。 例えば、企業のワーク・ライフ・バランス活動を調査し、良い事例を紹介するなど企業の情報を公開することで、情報の共有化や意識の啓発につながる活動に展開できると思われます。 また、課題(2)(3)に関しましては、実施した事業が、市民の意識変化につながっているのかの検証が必要な段階にきていると思われます。			

基本 目標	課題	施策の方向	評点（平均）
【3】 根絶 あらゆる暴力の	(1) DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発	●家庭・学校・職場・地域における虐待・暴力を防止するための意識啓発	3.8
	(2) DV被害者への支援体制の充実	●被害者などへの相談・保護・自立支援と関係機関との連携	3.9

（2次評価）

基本目標【3】では、【主な取組】の実施状況をみると、課題解決に向けた効果的な取組は概ね実施できています。今後も、現在の取組を更に進め、より効果的に意識啓発を進めていくことや被害者支援のための連携強化を図っていくことが出来れば良いと考えます。

（3次評価）

あらゆる暴力の根絶に関する取組は、効果的に行われていると思われます。

現状の活動を継続するとともに、さらに効果をあげる具体的な活動へ展開されることを期待します。

例えば、市役所内の各課の連携強化のため、関係ある部門間の活動内容の定期的な相互報告を行い、施策の過不足を検討し、次年度の施策に活かすなどの活動に期待します。

基本 目標	課題	施策の方向	評点（平均）
【４】 政策・方針決定過程への男女の共同参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	●管理職・審議会などへの女性の登用と参画の促進	3.2
		●女性のエンパワーメントと人材の育成	2.7

（２次評価）

基本目標【４】では、【主な取組】の実施状況をみると、昨年度より若干取組が進んでいますが、「管理職・審議会などへの女性の登用と参画の促進」については、一部実施できていないところや、評点が３の取組が多く、今後もどのような事業を実施すれば効果があるかを検討していく必要があります。

また、「女性のエンパワーメントと人材の育成」については、実施できていない取組が多く、管理職など政策・方針決定過程へ参画している女性のネットワークづくりや女性を対象とした研修、意識啓発に取り組む必要があります。

（３次評価）

この基本目標【４】は男女共同参画プランにおいては中核であるにもかかわらず、施策の取組はまだ十分とはいえませんでした。

「管理職・審議会などへの女性の登用と参画の促進」の施策を推進するには、さまざまな市民団体のメンバーの男女比、会長・副会長の男女比、各審議会などの男女比の現状を知ることが重要です。そのためにも、企業調査、市職員意識調査（例、入間市男女共同参画プランの認知度を確かめる）を行うべきです。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって政策・方針決定の場へ参画するためにも女性の増員は必須です。女性の意識高揚、企業・市の男性管理職、経営者の意識改革、現職役員への啓発の強化も必要です。

また、「女性のエンパワーメントと人材の育成」の施策を推進するには、男女の意識改革が必要です。女性は育成する機会が男性より少ないこともあります。自信を持つために早期の育成を望みます。市（商工課等）と市内関連企業とが協働して企業調査などを行い女性リーダーとの足掛かりを得ることが出来たら女性の参画促進につながるでしょう。

基本 目標	課題	施策の方向	評点（平均）
【５】 推進 体制 の 充 実	(１) 拠点施設における機能と事業の充実	●推進センターの機能（相談・情報・学習・交流）の活性化と事業の多様化	3.9
	(２) 庁内推進組織の拡充と計画の管理・評価	●庁内推進体制の強化と職員への男女共同参画意識の啓発	3.0
		●計画の進捗状況分析と管理評価	5.0
	(３) 市民・事業者等との連携の推進	●市民・団体・事業者との連携の促進	2.5
(２次評価) 基本目標【５】では、【主な取組】の実施状況をみると、課題（３）を除き、ある程度実施できています。課題（３）について具体的にみると、国や他の自治体との連携は図られているものの、昨年度に引き続き、市民団体や事業者との連携を進めるための取組が十分ではありませんでした。 市民や事業者との連携を進めることは重要な課題です。連携を進めることが、基本目標【２】における企業への働きかけを進めることにもつながると考えます。			
(３次評価) 基本目標【５】についての取組は、ある程度実施できています。 課題(１)については、充実してきてはいますが、まだ、あらゆる媒体を通しさまざまな機会をとらえ、市民の認知度を高める必要があるでしょう。 課題(２)については、庁内連絡会議の開設は評価できますので、それを活かして議論を深め意識啓発に努めるべきでしょう。 また、「職員の意識調査」や「全職員（新規採用職員だけでなく）の男女共同参画への研修」も課題です。 課題(３)については、市と各種団体（自治会含む）・多様な事業者（工業会や商工会などとの連携で）との対話や交流の場を設けるのも一考です。			

※評点

- ５：事業を実施し、効果があった
- ４：事業を実施し、やや効果があった
- ３：事業を実施した
- ２：事業を一部実施できた
- １：事業を実施できなかった

※別添資料 平成２５年度第３次いるま男女共同参画プラン実施状況一覧